

「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました

部落差別解消推進法とは？

昨年12月9日、国会で「部落差別」という言葉が初めて明記された法律「部落差別解消推進法(正式名称：部落差別の解消の推進に関する法律)」が成立し、同月16日に公布・施行されました。

この法律は、すべての国民の基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないと認識のもと、その解決のための基本理念と行政の責務を定めています。この理念に基づき、国と地方自治体は、部落差別の解消のため、下記の取組を進めることとされました。

基本理念

- ・部落差別解消の必要性を国民一人一人が理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現する

取 組

- ・国と地方公共団体は、部落差別の解消に関する施策を講ずる
- ・部落差別に関する相談体制の充実を図る
- ・部落差別を解消するために必要な教育や啓発を行う
- ・部落差別の実態調査を行う

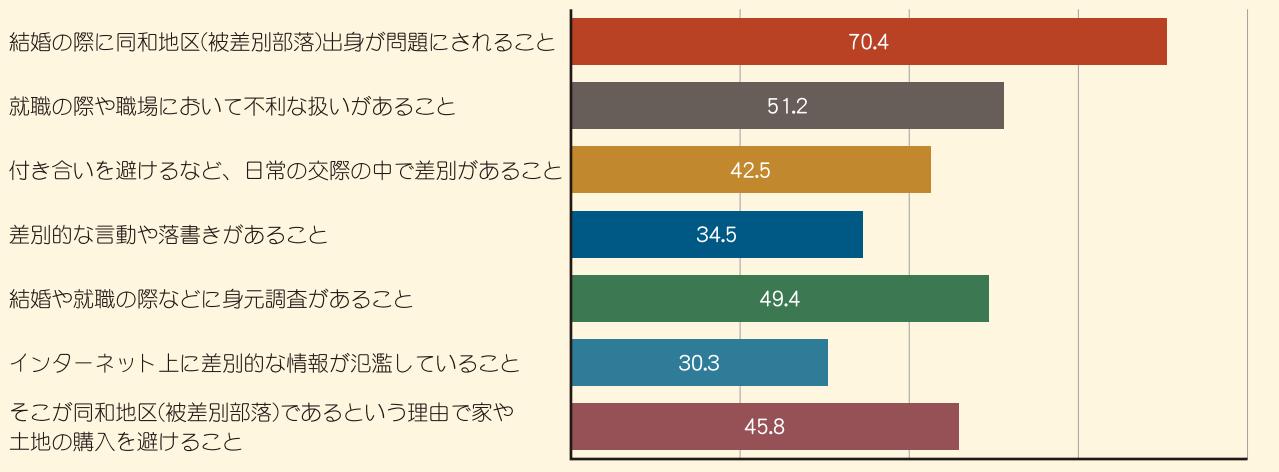
同和問題(部落差別)とは？

21世紀の日本でも、かつて国内で形成された身分制度をもとに、就職を断られたり、結婚を妨げられたり、その他日常生活でさまざまな差別を受けている人たちがいる現実があります。

これまで、差別をなくすために運動してきた人たちの努力や、行政の取組などによって、環境の改善は進みましたが、身元調査のため戸籍や住民票を不正に取得されたり、差別を助長する内容の落書きが相次いだり、インターネット上で住所や氏名をあばこうとする事件が起こるなど、新たな問題も発生しています。このため、新たな法律による同和問題(部落差別)の解消が求められていました。

市が平成24年に行った「人権・同和問題市民意識調査」でも、結婚・就職をはじめ、さまざまな場面で部落差別が存在していることについて、市民の皆さんとの認識が高いことがわかります。

同和問題に関し、問題があると思われること(複数回答)



平成24年「小都市人権・同和問題市民意識調査」より

差別を許さない社会をつくるために

市民意識調査では、「同和問題を解決するために重要なと思うもの」に、「人権・同和問題に関する教育・啓発に積極的に取り組むことが重要」という考えが多く見られました。一方で、「そっとしておく方が良い」という考え方も少なからず見られました。

「そっとしておく方が良い」という考えは、現存する差別を温存するばかりか、同和問題(部落差別)を知らない人たちが、インターネットなどで氾濫している誤った情報をうのみにすることによって、差別を助長することにつながりかねません。

市では、市民の皆さんに差別について正しく知ってもらうため、7月の同和問題啓発強調月間の市民講演会をはじめ、12月の人権週間記念講演会、人権センター公開講座、七夕人権考座などさまざまな講演会・講座で啓発活動を行っており、これからも、引き続き人権・同和問題に関する教育・啓発に取り組んでいきます。市民の皆さんも、新たな法律が制定されたこの機会に、部落差別を解消するためにはどうすればいいか、一緒に考えてみませんか。



ちょっと気になる七夕人権考座のおしらせ

教育委員会では、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて、連続講座として、「ちょっと気になる七夕人権考座」を毎年開催しています。

第8回となる今回は、同和問題(部落差別)について考えます。

「部落差別解消推進法」に基づき、現在もなお存在する部落差別の解消を推進していくことは、小郡市の「人権のまちづくり」がめざす「一人ひとりの人権が尊重され、差別のない、全ての人が安心して暮らしていける社会の実現」にもつながっています。

差別の現実に学び、その思いに共感しながら、自分に何ができるのかを考えいくことが大切なのではないでしょうか。

- 日 時 3月14日(火)／午後7時30分～
- 場 所 三国校区公民館(ふれあい館三国)
- テー マ 「人の世に熱あれ 人間に光あれ」
- 講 師 中山末男さん(部落解放同盟筑後地区協議会委員長)

※入場無料、手話通訳あり

お困りの方はご相談ください

法務局では、同和問題をはじめとする人権問題に関する相談を、電話やインターネットで受け付けています。お気軽にご利用ください。

みんなの人権110番 **0570-003-110**

ゼロゼロみんなの ひやくとおばん

パソコンから

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話から

<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

また、市では、人権擁護委員による特設人権相談を行っています。

●日時 原則毎月第3金曜日／午前10時～午後3時 ●会場 人権教育啓発センター

●問合せ先 人権・同和対策課 72-2111内線432